

会報

東北ブロック
研修会特集号

全国重症心身
障害児(者)を守
る会
東北ブロック
第12号

守る会三原則

- 一、決して争ってはいけない。争いの中に弱いものの生きる場はない。
- 一、親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加する者は党派を超えること。
- 一、最も弱いものをひとりももれなく守る。

東北ブロック研修会 開会挨拶

東北ブロック副ブロック長 秋元俊通

本日、多くの御来賓の皆様をお迎えいたし、ここ秋田市において、第九回東北ブロック大会を「ともに輝こう」をテーマに、かくも賑々しく開催できますことをうれしく思っております。また、本大会を企画運営されました秋田県守る会の会員の皆様のご苦勞に心より感謝申し上げます。更に、遠くは福岡県からお駆けつけいただきました。この後、中央情勢報告をいただく、山崎様を初め、東北各地からご参集いただきました会員並びに関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

らが活動する運動体であることを再認識することができました。全国守る会は、今年から運動体である親の会と施設運営母体である社会福祉法人とに組織を改めて、分離いたしました。皆様の尚一層のご理解を頂戴いたしたいところであります。

全国守る会も昨年度は天皇皇后両陛下をお迎えしての四十周年記念大会を開催できましたが、守る会としての活動の一区切り、福祉制度の世代交代といった感じがございました。また、守る会には思想や理念を考える団体ではなく、自

六年前にも、この秋田温泉「さとみ」でブロック研修会が開催されました。当時は、社会福祉事業法等基礎構造改革大綱が決定した年でもあり、国立病院・療養所の再編成計画が発表され、独立行政法人化が決定した年でもありました。やはり、国立施設部会にとつての大激震が走った年であったことが思い出されます。

さて、現在、皆様既に御案内のとおり、障害者福祉が激動いたしております。一昨年度は支援費制度が始まり、昨年四月は国立病院の独立

現在までの障害者自立支援法案の審議経過を見ますと、在宅は多少負担が増える程度であります。入所・入園は家族の生活を脅かされるまでに大幅負担増となるようです。措置制度がなくなる来年九月までに、各家庭の生活を見直すことまで要求されているようです。今までの漫然とした、悪く言えば手を出せばそれなりに平等に生きてくれた施設を期待しては居られなくなっております。

特に、今まで全国守る会が奮闘した甲斐もあって、重症心身障害児および重症心身障害者は児童福祉法の庇護下にあつて、聖域化しておりましたので、入所・入園の保護者の皆様は大した変化もなくここまでこられたことと存じます。

現在までの障害者自立支援法案の審議経過を見ますと、在宅は多少負担が増える程度であります。入所・入園は家族の生活を脅かされるまでに大幅負担増となるようです。措置制度がなくなる来年九月までに、各家庭の生活を見直すことまで要求されているようです。今までの漫然とした、悪く言えば手を出せばそれなりに平等に生きてくれた施設を期待しては居られなくなっております。

私たちがそれぞれの家庭環境や居住している市町村によって、一人ひとりの処遇や負担額が変つていく事と、更には障害者区分による入

所・入園者の再区分がなされ、入所・入園的
確性をも問われかねないことを自覚しなけれ
ばならぬとなります。

高齢化が進んでいる保護者が、改めて新しい
法令や省令を細解く苦痛を味わうことにもな
りますので、各親の会は一人の会員も落ちこぼ
れることの無いように、尚一層の結束力を発揮
されることをお願いいたします。

このような福祉制度の変化は、福祉という概
念と日本人のやさしさまでも変えかねません。
例えば、介護保険法は、福祉はお金で買つもの
という意識を植え付けてしまいました。営利法
人の参加がそれに輪を掛けたように思われて
なりません。また、支援費制度では「福祉は待
っているのではなく、積極的に求めなければ与
えられない。」といったことを認識させられまし
た。障害者自立支援法によって今後どう変わっ
ていくのか、不安がぬぐいきれません。

私たち守る会の会員は、「もっとも弱いもの
を一人ももれなく守る」という北浦イズムのも
と、一致団結して活動してまいりました。今後
も、「一人ももれなく」という日本人のやさし
さを大切に、切り捨てる制度ではなく、救育
てる福祉を目指して活動してまいりましょ
う。
また、会員の皆様に申し上げます。長年会員
である方々は入会当時と全国守る会が創立四

〇周年を向かえた現在とを比べて、その福祉の
充実と進歩とに感謝の心を持ちましょ
う。また
守る会のこれまでの活動と成果、そして、守る
会の心は共に生きる共生であり、一緒に感動す
る共感であることを新しい会員やまだ入会し
ていない方々に伝えましょ
う。

新しい会員の皆様は、現在の制度や福祉サ
ビスがどのようにしてできたのかを知る努力
をいたしましょ
う。最初から在ったのではなく
先輩方が勝ち取ってきたものであることを意
識して、これからの活動に役立てましょ
う。そ
のためにも、早く守る会の心を理解して、一緒
に活動してくれる仲間を増やましょ
う。

更に、先輩方に代わって、福祉の最前線で戦
える情報を集め、福祉の行く末を見つめ、一日
も早く地域で誰もが安心して生活できる社会
障害のある人も無い人も全ての方が幸せにな
っていたただけるような社会の実現を目指して
まいりましょ
う。

この福祉制度の激変の中、皆様の関心が高か
った本年度の全国大会は、四国高松市で先月開
催されました。あいにくの遠隔地のため、東北
からは余り参加はできませんでしたが、是非
今日・明日の西日の貴重な情報を各地域、各施
設にお持ち帰りになられることを御期待申し
上げ、実り多い大会になりますことを祈念して
大会開会の挨拶とさせていただきます。

プログラム(抜粋)

七月九日(土)

開会式典

主催者挨拶

歓迎の挨拶

来賓祝辞

体験発表 等

中央情勢報告 山崎國治氏

「重症児(者)の在宅と施設における
生活を豊かにする方策を求めて」

グループディスカッション

交流会

七月十日(日)

講演 グループかぜ 代表 谷 京子氏

「ボランティア活動を通して」

パネルディスカッション

パネリスト

秋田県健康福祉部障害福祉課

上席主幹 遠藤光男様

秋田県教育庁特別支援教育課

主幹 中村信弘様

東北ブロック役員三名

コーディネーター

青森県支部長 山田寿嗣

スローガン確認

閉会の言葉

中央情勢報告

「重症児（者）在宅と施設における

生活を豊かにする方策を求めて」

全国守る会運動推進委員 山崎國治氏

障害者自立支援法案の状況について

法案は、一月十日閣議決定し、障害者自立支援法案として国会に提出された。当初は給付法案であったが、給付がとれた理由は七月八日衆議院厚生労働委員会での答弁にある様に応能負担から応益負担になり一割負担になる。給付ばかりではなく負担も多いためことから障害者支援給付法案から給付をはずし支援法案となった。四月二十六日衆議院本会議にて尾辻大臣が説明した。その後、数回の厚生労働委員会が開催され七月十三日（水）に開催される委員会で議決の可能性もある。与党・野党間での修正協議も混沌とし、修正もなく議決されることに危機感を抱いた障害者団体も急遽会議を開き声明を出した。子のような動きから与党から以下四点の修正案が出されることとなった。

- 一、 所得保障について就労支援、税制改定を含め幅広く検討する規定を設ける。
- 二、 難病、発達障害者もその法律の対象になる様に定義を検討していく規定を設

ける。

- 三、 公費医療制度改革については、十七年十月一日施行予定であったが十八年一月一日に延期する。

- 四、 法律の第一条は目的に、障害者基本法をふまえ自立と社会参加を入れる。

他に十六項目があるが政省令に関する要望になっている等々昨日までの支援法に関する一連の経過報告をいただき七月十三日が委員会議決になる可能性が大であるとのことであった。

児童福祉施設徴収金の未納状況について

守る会長崎県支部成年後見制度学習において、講師から施設入所者の親は成年後見人になれないとの発言があった。これは児童福祉施設徴収金の未収が多く、子どもの財産を自由に使っている親は後見人にふさわしくないとの主旨のようである。ちなみに長崎県での未納者は八千二百万そのうち重症児分は県内三施設（四百五十五床）で十五年度決算が六千四百万とのこと。ある機構病院（百六十床）では十四年度約百二十五万（七名）、十五年度約二百二十万（十三名）、十六年度（三十三名、二月まで）約三百六十一万、計七百二十万弱になる。一施設だけでこの金額になる。なぜ払わない

のか？なぜ払えないのか？等親の会の運動として取り組まなければならぬ問題である。今までは徴収は県であったため施設では把握していない。滞納があっても措置費は自動的に施設に入ってくる。今後支援法に移行すると制約制になり一割負担となり施設に払うことになる。施設はこの一割と県からの九割で経営することになる。施設には療育の向上を親の会として要望しているが、納めるべきものを納めない、入ってくるものも入ってこないのでは、当然経営を圧迫することになるから療育の向上等望めないこともあるかもしれない。これから契約制になり契約書を交わす時に滞納があると、契約を解除するという条項は盛り込まれると思われる。入所している子ども達へのサービスの低下を招くことになることを十分認識しておかなければならない。

成年後見のこと

成年後見人に誰がなるかと言うことは裁判所が決めることであり、家庭裁判所の裁判官が審判で決めることで、両親が何らかの理由でふさわしくないといいことであれば成年後見人としての審判がおりないということになる。多くの場合は両親がなっていることが多い。施設が後見人になれないという点

については特に国立病院機構では難しいが、福祉施設はその法人が了解すると可能なこともあるとする意見もある一方で、サービスを提供する側と、サービスを提供されている側との相互の利益が相反する場合、後見人になることは出来ないと考えられている。しかし、通所施設が先日後見人になったという新聞記事があつたが、この場合には多分、成年後見監督人をつけているのではないかと思われる。

以上本題に入る前、特に今注目されている支援法案の動きを解説していただいた他、成立後に予想される契約に関する条件整備として必要になる成年後見や費用負担・徴収にかかる問題点を説明していただいた。

本題では、障害者自立支援法案の内容について資料に基づき解説していただき、特に障害者区分判定により、福祉型に分類された公立病院構入院中の入院児(者)の処遇についての問題点を指摘されていた。また、今後の守る会(親の会)活動について危惧されている点資料・データの作り方についても他県の活動を紹介いただいた。

パネルディスカッション記録

パネリスト

秋田県健康福祉部障害福祉課上席主幹 遠藤 光男
秋田県教育庁特別支援教育課主幹 中村 信弘
全国重症心身障害児(者)を守る会

東北ブロック国立施設部会長 川口 正

東北ブロック在宅部会長 齋藤 福治

東北ブロック重症児施設部会長 和泉 勝彦

コーディネーター

全国重症心身障害児(者)を守る会

青 森 県 支 部 長 山田 寿嗣

東北ブロック副ブロック長 秋元 俊通

山田：現状についてそれぞれの立場からお話をいただきます。

遠藤：一六年八月一日現在県内で手帳を持つ人は五三九名。施設に者が多く見が少ない。

入所二百四十六名。(45.6%)千葉県では数を把握、秋田県でも把握するシステムを作つて、各圏域八箇所にバックアップする支援事業を行っている。ショートステイ八十カ所医療二カ所、太平療育園では重症児は三割三十人程度。障害者自立支援法については、国からはつきり示されていない。平成十八年十月以降五年以内に結論。(児童福祉法)全体が見えない。自己負担や障害の区分等々のん

びりしてられない。

中村：高等部の訪問教育と学校における医療行為について。訪問教育は百三十三名からスタートし三十〜四十名に推移。本荘養護の保護者の強い要望で高等部訪問教育が試行、実施に至る。本年度高等部訪問教育対象児は十三名。

秋田養護の保護者の強い要望で、学校における医療的ケアが実施に至る。五校八名の看護士を配置。配置基準が看護師一名に三名の生徒が当初の上限。対象児が一名や二名るときはどうなるか。一名であっても可能なように現在検討中。県医師会の協力が必要。連携協議会を開いている保護者の強い願いが大切。県でも教育と厚生で連携。

川口：障害者自立支援法は最も関心のあることだが、審議が遅い。(採めている?)八月十三日まで国会会期が延長。おそらく成立。増大する福祉サービスをみんなで負担しようというのが政府の狙い。出産可能な女性の出生率1.29人。二〇〇六年をピークとして人口減少へ。入所している大半は措置費。措置費は十八年九月まで(二〇歳以上)社会保障審議会を通じて国に提出される。その中に障害部会がある。四月二十六日に部会を行っている。

徳川氏：大きく見て重い障害をもつ人への配慮が薄い。社会自立が表になっている。自立できない人のことも考えて欲しい。

井原氏(答弁)「やはり、食費等実費負担は年金以内で。」東北には十二の病院(医療型)がある。それに該当するのか、しないのか、出ていくところはない。生活型を含めた多機能施設にしたい。(要望書を出している)

和泉・もらうたら払うのは普通の話。一つの側面をとらえて大変大変といっているのでは。家族を本当に見てきたのか。小さなユニットである家族を、いかに健康に暮らせることができるかが大事。もつと家族というものを考え、何が必要かということを出していくべき。

斎藤・一万三千人(施設)二千人(在宅)守る会員、在宅会員はもつと声を大きく。成年後見制度は考えなくてはならない。利用の拡大ダブル利用を活用している。(秋田では)無認可のダブル利用を認めている。(制約あり)卒業した後の医療的ケアの連携を確立してほしい。夜に駆け込めるような医者を探さなければならぬ。介護をする人が高齢化している。もつと増やして欲しい。幸せや感謝を感じる心も大切。不満ばかりはダメ。地域格差をどうするか。

医療的ケアは八年もかかった。平成十四年浅野知事「養護学校は必要か?」発言。地域の小・中学校に医療的ケアをしながら通学。看護師がいることにより教員がやらなくなった。山田・秋田支部が五項自選んだ。障害者自立法に

ついて問題点 国立病院運営懇談会 成年

後見人制度を促進するには 在宅サービスの利用 医療的ケアの拡充、卒業後の医療的ケア

秋元・後見制度について

例え親であっても、子どものためであっても、本人の同意、委任がなければ、二十歳を過ぎた子どもの通帳からお金を引き出すことは違法行為。銀行、郵便局に断られるかもしれない。後見制度は難しい制度ではない。三ヶ月で十万円から十五万円位かかる。禁治産者、準禁治産者と同じで、人格を否定することになるので鑑定書を求められたりする。親族はお金に境がつけにくいので、第三者のほつがきつちり管理してくれる。また、任意後見制度は、保護者が惚けた時のため。リーガルサポート等に相談すればよい。

山田・未納金は、五年間納めなければ納めなくていいのか。また、帰省した時にサービスが重複する。

遠藤・未納が五年過ぎると免除になることに関心があるようだが、未納は防止しなければならぬ。通知するとそこからまた五年なので、チヤラにはならない。外泊した時の入浴等はつきりしていない。支援費制度の中では家で世話できるという前提のもとで帰省しているはず。団体を通じて国に呼びかける。ホームへ

ルプサービスを実費で負担する方法もあるし、ボランティアを利用してよい。入所に当たっては、契約になる。本人の意思が確認できるのか。成年後見人制度を利用して欲しいと国から言われるかも知れない。

佐藤(宮城)・昨日のグループの話合いの中で三つにしぼる。↓五つの問題点

せつかく意見を述べたのに、大きな五つの問題点を披露して欲しい。負担を軽減してもらいたい。全国守る会としては、組織として立てが考えられているのか。

秋元・なぜ措置制度を継続するよつに頑張らなかつのか、守る会としても力不足であった。日常費も含めて年金の範囲で収まるよつに要望書を出してある。

川口・施設長、病院長の判断で発進される。親の会の代表と運営会議を開いて圧力をかけるのではなく、和やかに設立の分掌を夢想している。親の会から代表が了解するだけではダメ。会員にも知らせる。職員もやる気が見えてきた。これからもよい会議を開いてほしい。

山田・これからの問題を解決するため各県支部一人一人の活動が大事。来年のスロウガンにも反映させていきたい。自己負担金も、日常費を含めて年金の範囲で収まるよつにしていきたい。

東北ブロック大会・研修会を開催して

秋田県支部長 鈴木セイ子

東北ブロック大会・研修会は前回と同じ会場にもかかわらず、沢山の方々にご参加頂き、ありがとうございました。役目を終えホッとしているところですが。

開催に当たり、昨年が続いてグループでの話し合いを行うことになり、アンケートの集計作業やグループ分け、司会や記録者の確保、交流会の後に山崎先生を交えて担当でグループディスカッションの検討、パネルディスカッション前のパネリストと司会の打合せ等、熱の入った話し合いで、皆様に見えない部分でそれぞれの役割を頑張らせて頂きました。また、参加した子どもたちを入浴や遊びなどで二日間ケアして頂いたスタッフの皆様のお蔭で、私たちは安心して研修に参加し、運営に関わることが出来ました。

大会運営の中で開催会場と秋田県支部の間に業者を入れたことで楽になると思いましたが、案内発送、参加者の掌握、不足分の宿の確保、部屋割り、参加費用の払い込み、受付、交流会での座席のこと等、段取りに手間取り参加された皆様にご迷惑をお掛けしましたことをお詫び致します。また、トラブル防止のため、電話だけでなく文書をお互いに基本を

忘れないようにすることを学びました。

谷さんの講演で、「参加者が全員私語も無く聞いている講演は初めてだ」と言ってくれた方がいました。堅い話が続く中での一休みに「秋田弁も入れて」とお願いしました。司会の方は、第一回のボランティアアフェスティバルで守る会と一緒にボランティア活動をした方で、快く引き受けてくださいました。たぐさんの来賓の方々、本会を理解していただく活動をこつこつ積み重ねることの大切さを知りました。交流会のイベントをお願いした踊りの先生は、平成十九年秋田国体バレー「秋田音頭」の振り付けをされた方で、ご主人は、「あゆみの箱」に秋田で最初に関わった方でした。お盆も近いし亡くなった方達のためにも西馬音内(にしもない盆踊り(国の重要無形文化財指定)をお願いしました。そして雨が降ったら...ということで計画から外された竿灯を思いがけなく会場のご好意で皆様にお見せすることが出来て嬉しかったです。

閉会時には、山形県支部から思いがけなく花束をいただきましたが、その役を子ども達に回すことが出来ず悔やみが残りました。また、開催までにいるあり大変でしたが、皆様のご協力で無事終了できたことを感謝いたしております。

東北ブロック総会報告

全国重症心身障害児(者)を守る会東北ブロック総会が、平成十七年六月五日(日)仙台市戦災復興記念館において開催されました。

総会次第

- 一、開 会
- 二、会長挨拶
- 三、議長選出
- 四、議 事
 - (1) 平成十六年度事業並びに決算報告
 - (2) 平成十七年度活動方針(案)並びに事業計画(案)
 - (3) 成十七年度予算(案)
 - (4) 規約変更について
 - (5) その他
- 五、スローガン採択
- 六、閉会のことば
- 七、閉会

以上の件につき運営委員会で承認されたことを報告いたします。

東北ブロック運営規約(抜粋)

第一章 総 則

第一条 (名称)

このブロックの名称は、全国重症心身障害児者を守る会東北ブロック(以下「本ブロック」という。)と称する。

(変更前) 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会東北ブロック)

第二条 (目的)

本ブロックの運営は、本部及びブロック内の支部との連携を図り、本ブロック諸活動をおして、重症心身障害児および重症心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第二章 役 員

第三条 (役員)

本ブロックに次の役員を置く。

- (一) ブロック長 一名
 - (二) 副ブロック長 一名
 - (三) 専門部会長 各専門部に一名
 - (四) 事務局長 一名
 - (五) 会計 一名
 - (六) 理事 若干名
 - (七) 監事 二名
- (変更前) 専門部会長四名)

一 役員を選任は第三章に定めるところによる他、支部長は前項のいずれかの役員に就任するものとする。

二 役員任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第五条 (専門部会)

本ブロックに、次の専門部会を置く。

- (一) 在宅部会
- (二) 国立施設部会
- (三) 重症児施設部会
- (四) 母親部会

(変更前) 動く重症児部会は、国立病院に入所の方は「国立施設部会」、在宅の「動く重症児」は「在宅部会」として活動します。「母親部会」の新設)

第三章 組 織

第六条 (組織)

本ブロックは、会員を代表する第三条で規定する役員で構成する運営委員会で組織する。

第四章 会 議

第八条 (会議の種類)

本ブロックの会議は、次のとおりとする。

- (一) 運営委員会

運営委員会は、本ブロックの最高決議機関で、第三条に定め

る役員によって構成し、毎年六月に開催する定時運営委員会(定時総会という。)を含めて、必要に応じてブロック長が招集する。

(二) 支部長会議

支部長会議は、ブロック長及び事務局長並びに本ブロック内支部長で構成し、必要に応じてブロック長が招集する。

(三) 専門部会議

専門部会議は、専門部会長及び各支部で選出された各専門部に所属する委員で構成し、専門部会長と協議の上、ブロック長が招集する。また、各専門部の運営要綱は別に定める。

(四) その他、ブロック長が必要と認める会議

第五章 会 計

第十一条 (運営資金)

本ブロックの運営資金は、本ブロック内の各支部からの会費及び部会活動費並びに本部助成金その他を持ってこれに充てる。二 特別経費を必要とするときは、臨時に会費を徴収することができる。

第十二条(会 費)

各支部から納付する本ブロックの会費は、各支部に所属する会員一人当たり年額五百円として算出した額とする。

「平成十七年度役員紹介」

ブロック長	田村輝雄(岩手県)
副ブロック長	秋元俊通(宮城県)
事務局長	後藤すみ江(宮城県)
会 計	大友祥子(宮城県)
在宅部会長	齋藤福治(宮城県)
国立施設部会長	川口 正(山形県)
重症児施設部会長	和泉勝彦(岩手県)
母親部会長	未定(詳細未定)
理事	山田寿嗣(青森県)
理事	鈴木セイ子(秋田県)
理事	菊地朋子(岩手県)
理事	井上達哉(山形県)
理事	見原 勲(福島県)
監事	田中美代子(宮城県)
監事	小松三佐子(宮城県)

事務局 後藤すみ江記



編集後記

会員の皆様におかれましては、毎日お元気で活躍のことと存じます。

日頃より、東北ブロックに対しまして、特段のご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

次年度、第十回の東北ブロック大会は、山形県支部が担当ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

本会報に対する、皆様方のお声をお待ちいたしております。
よろしくお願いいたします。

(後藤・大友)

一人ももれなく愛の手を

全国重症心身障害児(者)を守る会
東北ブロック事務局

〒九八四・〇八二二

仙台市若林区かすみ町二一十五

後藤 すみ江

TEL 〇二二(二八五)四八八一
FAX 〇二二(二八五)三五〇〇